

## ③雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様の取扱いがなされるようにすることを含め た支援について検討

- ・再就職援助計画の対象者については、雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様に、給付日数を手厚くしている。
- ○一般の離職者の給付日数

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齡		90 ⊟	90 ⊟	120 ⊟	150 ⊟

○倒産・解雇等による離職者の給付日数

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30 歳未満		90 ⊟	<b>120</b> ⊟	180 ⊟	
30 歳以上 35 歳未満		90 ⊟	180 ⊟	210 ⊟	240 ⊟
35 歳以上 45 歳未満		90 ⊞	180 ⊟	240 ⊟	270 ⊟
45 歳以上 60 歳未満		180 ⊟	240 ⊟	270 ⊟	330 ⊟
60 歳以上 65 歳未満		150 ⊟	180 ⊟	210 ⊟	240 ⊟

# これまでの実施内容 (28.3.31時点)

#### 事務連絡を発出

○ 平成28年3月25日に各都道府県労働局に対し事務連絡を発出し、事業主や労働者に対して再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当する旨を周知するよう指示。

### さらなる対応(対応済)

### 労働局、HWにおける周知

○ 各都道府県労働局、ハローワークにおいて、 再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該 当する旨を引き続き周知。

#### ホームページ及びリーフレットによる周知

○ ハローワークインターネットサービス、事業 主及び被保険者・離職者向けのリーフレットに おいて、再就職援助計画の対象者が特定受給資 格者に該当することを明記。

